

【令和元年度】

上下水道事業の事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
1 経営企画課			
1.5 年次決算			
1.5.3.3 受贈財産の耐用年数			
<p>減価償却費について検討した結果、耐用年数が0年と設定されるなどして、償却が実施されていない資産が帳簿価額で存在した。</p> <p>これらの資産は他の団体（土地区画整理組合等）から受入れた資産であり、受入れた時点で、既に耐用年数を超過している償却済み資産であるため、その時点での価額を帳簿価額とし、以降の減価償却は行わない旨の回答を得た。</p> <p>受贈資産に対する宇都宮市の現行の処理は、耐用年数を見積もっておらず、減価償却を行っていないため、施行規則の原則処理にも、ただし書き処理にも則っているとはいえない。</p> <p>よって、該当する資産については、施行規則に則り、受入れた時点の価額を取得価額とし、耐用年数を見積って、減価償却を実施すべきである。</p>	42	経営企画課	指摘を踏まえまして、該当する資産の減価償却費を再算定し、令和元年度末より償却を開始いたしました。
3 サービスセンター			
3.3 水道料金等の督促及び未収金整理			
3.3.4.1 水道料金の不納欠損処理について			
<p>水道料金について、納期限後5年を経過したものを一律で不納欠損処理としているが、宇都宮市水道料金等未収金整理事務要領では、使用者の事業の休止や死亡などの場合に徴収停止し、その当初納期限から援用のないまま5年経過したときに不納欠損を行うとしている。</p> <p>宇都宮市水道料金等未収金整理事務要領第22条第3号の規定に基づき不納欠損処理をするのならば、納期限後5年を経過したものを、一律に不納欠損処理するのではなく、第20条の規定により、徴収停止したものに限定し、不納欠損処理を行うべきである。</p>	70	サービスセンター	指摘を踏まえまして、宇都宮市水道料金等未収金整理事務要領を令和2年2月に改正し、徴収停止の基準を「金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」など、より明確化したところであります。
4 工事受付センター			
4.4 雨水貯留浸透施設等設置費補助金の申請受付及び普及促進			
4.4.3.1 雨水浸透施設等設置費補助金交付申請書（様式第2号）記載上の消費税の取扱いについて			
<p>雨水貯留施設設置費補助金交付申請書（様式第1号）においては、金額の記載は税込となっており、また雨水貯留施設等設置に伴う問合せ対応マニュアルにおいては、「設置費は税込みで、設置に係る費用（取付台など）を全て含めてよい」との記載があるが、雨水浸透施設等設置費補助金交付申請書（第2号様式）においては、税込の表記がなく記載方法が明確になっていないため、記載の仕方によって、申請者間で不公平が生じてしまう。</p> <p>したがって、雨水浸透施設等設置費補助金交付申請書（様式第2号）についても単価及び金額の記載について、税込であることを明確にするべきである。</p>	76	工事受付センター	指摘を踏まえまして、申請時に、税込、税抜が混在し、申請者間の不公平が生じないように、様式第2号について、令和元年12月に「税込」を追記しました。今後は、補助金算出額が限度額内外に関わらず、税込での申請を受け付けるように、所内で周知徹底しました。
7 下水道管理課・建設課			
7.7 スtockマネジメントシステム			
7.7.5.1 システム運用のガイドラインの作成について			
<p>ストックマネジメント支援システムについて、運用ガイドラインや規則等が作成されていないため、今後、上下水道局全体で活用することを考慮して運用ガイドラインや規則等を作成すべきである。</p>	148	下水道管理課	令和2年度にガイドラインを作成いたしました。

【令和元年度】

上下水道事業の事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
7.8 下水道区域内の除害施設及び特定施設の調査及び指導			
7.8.9.1 行政指導措置の見直しについて			
<p>特定事業場等の下水排除基準への違反が判明した場合は、事業場にヒアリングの上、過失か故意かを総合的に判断し、点数を加算する。そして、点数に応じた行政指導を実施する。指導後に事業者による自主分析を提出させ、水質が基準値内になっているか確認している。</p> <p>過失による基準違反をしても、自主分析の結果、水質が基準値内になれば点数はリセットされ積算値0となる。そのため、2回目も初回扱いとなり、注意書の郵送による行政指導にとどまっている。</p> <p>立入対象事業場が多数あり、立入調査に時間的・予算的制約があることから、1回目の行政指導で水質が継続的に基準以内になるよう、数回指導を受けた場合の措置について、ルール化すべきである。具体的には、一定回数立ち入り検査で違反が出ない場合に積算点をリセットするなど指導の有効性を向上させるように見直すべきである。</p>	150	下水道管理課	<p>指摘を踏まえまして、下水排除基準違反者への複数回の立入検査で改善状況を確認したうえで、一定期間違反がないときに積算点数をリセットするよう行政指導措置を見直し、「宇都宮市上下水道局事業場排水に関する指導の基準を定める要綱」を改正しました。</p>
8 生活排水課			
8.1 浄化槽法に関する事務			
8.1.3.2 使用開始日登録漏れ			
<p>浄化槽台帳と浄化槽使用開始届出書を照合した結果、使用開始日の登録漏れが3件検出された。</p> <p>浄化槽の使用開始日は浄化槽法第7条及び第11条検査の基点となるものであり、正確な登録が求められる。</p>	153	生活排水課	<p>指摘を踏まえまして、令和元年12月に台帳を修正し、併せて、同じ誤りがないか台帳を点検し、誤りがないことを確認しました。</p> <p>また、入力手順をまとめたチェックリストを作成し、確認を徹底することで、再発防止策を講じました。</p>
8.3 生活排水処理施設の継続的な維持管理			
8.3.3.2 平出工業団地排水処理施設に係る使用許可申請について			
<p>A社について、平成26年に排水を開始していたが、使用許可申請がなされておらず、使用料の徴収が行われていなかったため、平成30年度に使用料を遡及請求した事例があった。事業開始当初は生活排水の放流がなかったが、平成30年度に事務所改築に関する相談があり発覚したものであり、再発防止策の策定を要する事項である。</p> <p>この点、工業団地管理協会を通じて申請するよう指導・周知を徹底するとともに、下水の開栓情報だけでなく、上水のみ開栓情報についても、サービスセンターから連絡が入るよう事務手続きの見直しを行い、生活排水課から上水のみ利用者に対しても下水の開栓の有無を直接確認できるよう再発防止策を講じている。</p>	169	生活排水課	<p>平成30年5月に下水の開栓情報だけでなく、上水のみ開栓情報についても、サービスセンターから連絡が入るよう事務手続きの見直しを行い、該当事業者への確認をすることといたしました。</p> <p>また、毎年実施しております工業団地総合管理協会の研修会において、申請手続きの周知を図ってきたところでありますが、平成30年11月の研修会におきまして、改めてその重要性・必要性について事業者の説明し、再発防止策を講じたところであります。</p>

【令和元年度】

上下水道事業の事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
8.4 生活排水処理施設使用料に関する事務			
8.4.3.5 工業団地排水処理施設（平出工業団地）の使用料の例外について			
<p>工業団地排水処理施設の使用料算定に使用する事業者ごとのBOD測定値（排水水質値）について、原則、BODの初回測定値が高い場合は、浄化槽等の排水設備の維持管理が不十分であると考えられるため、事業者からの申出書を受理し、原因改善後の再測定値に基づいて使用料を課すこととしている。</p> <p>一方、当該事案については、初回測定時の維持管理状況に問題はなく、改善措置を行わなかったにも関わらず、再調査結果が例年並みとなったことから、初回測定値が高かった原因が採水時における水質のむらなどが原因と判断し、直近3年の認定BODの平均値を使用する措置をとることとされた。</p> <p>「この事案を受け、令和元年度の調査から、汚水の排除基準を踏まえ、初回測定値が過去4年間の値と比較して最高値（約2倍以上）を記録した事業所については、浄化槽法の維持管理基準値や使用水量等を総合的に勘案し、宇都宮市が再調査を実施した上で、初回測定値を認定するよう制度の見直しを行い、該当事業者に対し説明を行った。」とのことだが、他の事業者に周知が図られていない。</p> <p>事業者間の公平性を担保する観点から、維持管理状況に問題がない場合には、初回測定値に基づく使用料について再算定が認められる場合があることについて周知を図る必要がある。</p>	175	生活排水課	<p>指摘を踏まえまして、再測定につきましては、工業団地総合管理協会が毎年開催する排水処理責任者を対象とした会議・研修会において、事業者へ周知することといたしました。</p>

【令和元年度】

上下水道事業の事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
1 経営企画課			
1.2 中期財政収支見通し			
1.2.3.1 計画期間の延長			
中期財政収支見通しについて、10か年の財政収支見通しを作成しているが、特定の時期に更新需要が集中することが予想されるため、経営環境（料金収入の減少、施設の老朽化等）を踏まえると、10年の中期計画では安定的な経営を維持できるかどうかを評価する期間としては不足していると考えられることから、10年を超える長期の収支見通しの策定を検討すべきである。	30	経営企画課	意見を踏まえまして、水道事業及び下水道事業において安定的な経営を維持していくため、今後の人口減少に伴う料金収入の減少や更新需要が増えていく状況を踏まえた長期的な収支見通しを策定していく予定であります。
1.3 企業債関連事務			
1.3.3.1 企業債の効果的な活用			
「第2次宇都宮市上下水道基本計画」で計画の柱として「健全な経営の推進」を掲げ、施策指標として企業債残高を令和4年度末で740億円以下に縮減するとしている。負債の減少に努めることは安定した財政基盤を確立するためには重要ではあるが、超低金利環境が継続するなか、企業債を効果的に活用することによって、上下水道施設の更新投資を前倒しで進めて建設改良費の平準化を図ってゆくことも検討すべきである。	32	経営企画課	2070年代に配水管の更新需要のピークを迎えることから、平成30年度に「老朽配水管更新実施計画」を策定し、企業債を効果的に活用しながら、できるだけ前倒しし、平準化を図っており、今後も企業債を効果的に活用していく予定であります。
4 工事受付センター			
4.4 雨水貯留浸透施設等設置費補助金の申請受付及び普及促進			
4.4.3.2 雨水浸透施設等設置費補助金交付申請書（様式第2号）記載上のポイント値引きの取扱いについて			
雨水浸透施設等設置費補助金について、申請書の額の記載に当たり、個人のポイント使用後の金額を記載している場合がある。本件では補助金算出額に影響はないもののポイント使用有無にかかわらず個人の負担であるため、ポイントを使用して施設を購入した場合の取扱いについて、明確な指針を設けるべきと考える。	76	工事受付センター	雨水浸透施設等の購入費に対し、ポイントを利用することは値引きに相当するため、ポイント利用分に対する補助金交付は現金給付に当たりますことから、ポイント利用分は対象外としました。このことについて、宇都宮市上下水道局雨水貯留施設等設置費補助金交付要綱に明記いたしました。
5 水道管理課			
5.1 水道事業の企画調査、認可申請、水源開発			
5.1.3.2 市民への広報、水源の保全			
白沢浄水場では平成26年に大腸菌が検出され、施設整備により以降の大腸菌の検出はないが、参考として、表流水の原水では大腸菌、一般細菌ともに検出されているため、原水水質調査結果を定期的にわかりやすく市民へ広報し、市民の水源保全意識を高めるべきと考える。また、もし悪化が予測されるとすれば今まで以上に原因調査を行い、水源保全に一層取り組むべきと考える。	82	水道管理課	原水水質検査結果につきましては、毎年度、HP等で公表してまいりましたが、お客様の水質保全意識を高められるよう、今後も、HPや広報紙の掲載内容を工夫してまいります。 また、水道水の安全性を確保するため、引き続き、原水水質等の監視を通じ悪化の予兆が現れた際には、さらなる原因調査を行い、水源保全に取り組み、安全安心な水道水の供給に、継続的に努めてまいります。

【令和元年度】

上下水道事業の事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
7 下水道管理課・建設課			
7.4 老朽管渠修繕工事（田川第1処理区）			
7.4.4.1 第2期年度別事業計画とその執行への反映について			
老朽管渠修繕工事について、第1期事業（H23～H29）は2年前倒しで完了し、第2期事業も平成28年度から前倒しで実施しているため、前倒しで進んでいる要因を分析・評価し、今後の事業計画とその執行に反映していくことが望ましい。	133	下水道管理課	業務が進捗した要因につきましては、管渠修繕工事において、隣接する複数の損傷箇所を一括で修繕することで目標達成に繋がれたと評価しております。この結果を踏まえ、要修繕箇所の対策を促進できるよう取り組んでまいります。
7.5 公共下水道（雨水）の整備			
7.5.7.1 整備状況の明確化について			
公共下水道（雨水）の整備について、奈坪川第1排水区（御幸が原公民館周辺）はシミュレーション等により道路冠水被害が軽減できる見込みなどから進捗率45%で整備を一旦完了としており、今後は河川の整備状況により雨水幹線を接続できる段階で整備することだが、シミュレーションと異なる状況となったときに整備の妥当性を検証可能にするため、整備を一旦完了した理由を明確にし、再整備に備えて適切に記録すべきである。	139	下水道管理課	奈坪川第1排水区においては、前期計画において、暫定貯留管として約454mを整備したところでありますが、後期計画策定時において、簡易シミュレーションにより浸水被害が軽減できると評価しております。また、現地においても浸水状況について、十分把握しており、浸水被害の軽減効果を確認しております。これらの内容について、適切に記録いたしました。
7.6 水再生センター包括的維持管理業務委託			
7.6.8.2 物品等の帰属に関する仕様書の記載			
施設の運転、保守点検業務等の実施に必要な全ての物品等は、受託者が調達及び管理することと定められている。しかし、契約書や仕様書等に物品等の帰属に関する取り扱いが規定されていない。契約期間終了後、業者が変更となった場合に物品が撤去されると考えられるため、物品等の帰属について契約書・仕様書等に記載し明確化することを検討すべきである。	143	下水道管理課	仕様書等の記載内容を整理のうえ物品等の帰属について明確化したことから、令和2年度の包括委託入札事務を実施いたしました。
8 生活排水課			
8.1 浄化槽法に関する事務			
8.1.3.4 浄化槽設置届出書の入手について			
浄化槽設置届出書（以下「届出書」という。）については、浄化槽管理者（以下「設置者」という。）からの提出が義務付けられているが、市民相談処理票を閲覧したところ、設置者が届出書を未提出のまま浄化槽を使用しており、宇都宮市が要件を満たす浄化槽への設置替えを指導していた事例があった。設置業者については栃木県への登録制となっており、実務上は設置業者経由で届出書が提出されているとのことだが、設置者が届出書の記入を怠っている場合のように設置業者が届出書を提出できない事案についても設置業者に報告を要請し、設置者に対して届出書の提出を適時に指導できる体制を構築することが望まれる。	153	生活排水課	意見を踏まえまして、浄化槽を設置する際の留意事項として、工事着工予定日の21日前までに設置届出書の提出が必要な旨を、令和2年2月にホームページに掲載しました。また、毎年開催する浄化槽関連事業者を対象とする研修会において、浄化槽設置の手続について事業者にも周知いたします。
8.2 生活排水処理施設（公共下水道及び浄化槽世帯を除く）の最適化事業			
8.2.3.1 公共下水道への接続（農業集落排水再編計画報告書）について			
農業集落排水処理施設全14施設について、現行の処理施設を継続した場合と公共下水道へ接続した場合の経済比較では、公共下水道が有利であり、接続先の公共下水道の処理能力も瑞穂野南部を除く13施設は余裕があるため公共下水道へ接続すべきとしているが、豪雨災害等を踏まえて慎重に接続可否の検討を行うことが望ましい。	156	生活排水課	公共下水道への接続に当たっては、管きょ等の状況を踏まえながら、浸水対策を実施しております。今後につきましても、浸水の状況を十分確認するなど、慎重に検討してまいります。

【令和元年度】

上下水道事業の事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
8.3 生活排水処理施設の継続的な維持管理			
8.3.3.3 清原工業団地内企業等排水水質調査結果の閲覧			
<p>平成30年度は水質汚濁防止法における特定施設を有する27者について調査を実施し、4者について基準値以上の分析項目が発生していた。当該4者について、改善措置報告書が入手されていた。</p> <p>しかし、4者のうち1者については、平成29年度にも同一項目で基準値を超過していた。改善措置報告書に添付されている再測定結果は事業者が実施していることから、継続して基準値を超過した事業者については、改善措置報告書の入手のみではなく、改善計画が適切に実施されているか詳細な検査を行うことも検討すべきである。</p>	169	生活排水課	<p>意見を踏まえまして、改善計画の適切な実施の確認につきましては、令和2年2月に実施する立入検査から、基準を超過した事業者に対し、改善報告書の提出後、一定期間、自主測定結果を報告させるなど、経過監察を強化することで、計画どおりに改善されているかの確認を徹底することといたしました。</p>
8.4 生活排水処理施設使用料に関する事務			
8.4.3.1 生活排水処理施設の公共下水道への接続について			
<p>平成7年度に開催（計6回）された宇都宮市下水道使用料等審議会の答申（平成8年2月）では、「将来的にはすみやかに、公共下水道に接続すること」とされている。</p> <p>対応については、機能診断調査等を行った上で令和2年度に最適化計画を策定し、当該計画に基づいて公共下水道に接続すべき生活排水処理施設は順次公共下水道に接続されることとなる。</p> <p>平成7年度以降は未整備の生活排水処理施設の整備が優先されたことから、答申から20年以上経過している。経済性について公共下水道が有利と判定されていることから早期の対応が望まれる。</p>	173	生活排水課	<p>公共下水道への接続につきましては、優先度の高い施設から計画的に接続できるよう、令和2年度に策定した「最適化計画」の中で整理いたしました。</p>
8.4.3.4 工業団地排水処理施設（平出工業団地）の使用料改定について			
<p>工業団地排水処理施設（平出工業団地）の使用料について、平成19年8月の覚書では、「おおむね3年ごとに、平出工業団地排水処理施設に係る必要な事項を協議する。」とされており、当時の内部資料においても「緩和措置期間であっても、3年ごとに、料金を見直す」とされている。</p> <p>しかし、3年ごとの見直しはなされていないことから、当時の方針のとおり、3年ごとに使用料の見直しを行い、維持管理経費の発生状況を使用料に適時に反映させ、維持管理経費に応じた適切な使用料を徴収できるようにすべきである。</p>	174	生活排水課	<p>当該施設の使用料収入につきましては、毎年大きな変動があることから、今後は、維持管理費の負担割合の状況について毎年検証を行い、使用料改定の方向性について継続して協議を実施していきます。</p>